

兵庫県公報

令和7年12月19日 金曜日 第5号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

企業庁管理規程

- 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程 1

企 業 庁 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和7年12月19日

兵庫県公営企業管理者 梶 本 修 子

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年12月22日企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、同条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。